

重要事項説明書

1. 施設の概要

名称	桑の実三芳保育園			
所在地	入間郡三芳町藤久保855-90			
認可日	平成20年4月1日			
連絡先	電話番号	049-257-1051	FAX番号	049-257-1052
	メールアドレス	miyoshi@kuwanomi.or.jp		
設置者	社会福祉法人 桑の実会			
施設長氏名	浅尾 希			
事業の種類	保育所			

2. 定員 (利用定員)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
8	12	15	15	15	15	80

3. 職員体制

職種	人数
施設長	1
主任保育士	1
保育士	14
看護師	1
栄養士	1
調理員	2
事務員	1
合計	21

埼玉県児童福祉法施行条例、埼玉県保育所設置認可基準及びその他法令等の定める基準を順守し、保育に必要な職員として、左記、最低基準以上の配置を行っています。

4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	7時00分～20時00分	
保育時間	保育標準時間認定	7時00分～18時00分
	保育短時間認定	8時30分～16時30分
延長保育時間	保育標準時間認定	18時00分～20時00分
	保育短時間認定	7時00～8時30分、16時30分～20時00分
休園日	日曜・祝日・年末年始	

5. 給食

給食	自園給食	アレルギー	現在の症状や除去内容について対応可能かご相談ください
----	------	-------	----------------------------

6. 利用者負担額

保育料	保育料は三芳町が定める条例によるものとします		
延長保育料	18:00～19:00/200円(月3,000円)、18:00～20:00/400円(月6,000円)		
徴収時期・徴収方法	毎月28日・口座引き落としによる		
夕食(補食代)	夕食の提供はありません。夕おやつ無料		
	上乗せ徴収	実費徴収	
	別表参照		

※上乗せ徴収は文書による同意が必要です。 ※利用者負担額については、領収証を発行します。

7. 選考の方法

利用の申込みをした子どもの数と入所児の総数が利用定員の総数を超える場合については、町が行う利用調整により選考します。

8. 緊急時の対応方法

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医	氏名	吉田直哉	(富士内科クリニック)
	所在地	入間郡三芳町藤久保16-15	電話	049-257-0601	
嘱託歯科医	氏名	清水 学	(清水歯科医院)
	所在地	入間郡三芳町藤久保849-21	電話	049-258-7475	

9. 非常災害時等の対策

非常災害時等に対する計画	非常災害や防犯等に対する計画は別に定めます 詳しくは施設長までお問い合わせください			
避難訓練・消火訓練	火災及び地震等を想定した避難・消火訓練(月1回)を実施します			
防災設備	自動火災報知設備、煙・熱感知器			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	三芳小学校

10. 虐待等の防止

入所児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

責任者	浅尾 希
-----	------

11. 個人情報保護方針

【個人情報の取扱方法】

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報や秘密は、法廷による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません

12. 苦情解決体制

相談・苦情解決責任者	氏名 浅尾 希	電話 049-257-1051	(役職)施設長
相談・苦情受付担当者	氏名 星野美雪	電話 049-257-1051	(役職)主任保育士
第三者委員	氏名 杉本孝一郎	連絡先:04-2923-8086	(役職)
	氏名 小林ゆきゑ	連絡先:04-2928-6442	(役職)
受付方法	電話及び法人本部へのメール等		

13. 傷害保険の概要

保険の種類	傷害賠償保険
保険の内容	普通傷害保険
保険金額	1事故に起因する保険金合計額は、当事者1名につき最大10万円とします

14. その他の重要事項

人権擁護研修 2回/年 以上 ・ 人権擁護セルフチェック 2回/年 以上 ・
ハラスメント研修 2回/年 以上 実施
園自己評価の実施及び公表を行います。